

東久留米市債権分類表

☆民事執行債権は、平成 27 年 4 月 1 日以降に滞納が発生したことが無い債権は除く

分類		債権名	時効
強制徴収債権	税	<ul style="list-style-type: none"> ・市税 ・国民健康保険税 	5 年
	公債権	<ul style="list-style-type: none"> ・保育運営費保護者負担金（保育園保育料） ・下水道使用料 ・道路占用料 ・生活保護費徴収金（法第 78 条 H26. 7～） 	
民事執行債権		非強制徴収公債権	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料 ・後期高齢者医療保険料
	債権	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護費返還金（法第 63 条） ・介護保険給付費返還金[※] ・国民健康保険給付費返還金[※] ・国民健康保険出産育児一時金返還金[※] ・ひとり親家庭等医療費助成返還金 ・児童扶養手当返還金[※] ・児童育成手当返還金 ・児童手当返還金[※] ・子ども手当返還金[※] ・（法定外）公共物占用料 ・就学援助過払返還金 ・延長保育事業利用料 	5 年
債権	私債権	<ul style="list-style-type: none"> ・生活資金貸付金 ・さいわい福祉センター事業利用者負担金 ・国民健康保険高額療養費等資金貸付金 ・奨学資金貸付金 ・生ごみ減量化処理機器購入費助成金返還金 ・ごみ収集手数料 ・し尿収集手数料 ・一時預かり事業利用料（一時保育事業利用料） ・ひとり親家庭住宅手当返還金 ・学童保育所費 	5 年 <small>（令和 2 年 4 月 1 日以降の理由で発生したもの）</small>

※不正受給の場合は強制徴収公債権となる

この表での「法」は生活保護法を指す

強制徴収債権…地方税の滞納処分の例により処分することができる債権

民事執行債権…最終的には裁判手続を利用して徴収する債権

公債権…地方自治法に基づく債権。時効の援用無しで時効が完成する

私債権…民法に基づく債権。時効の援用が無いと時効が完成しない